

梅の里三丁目住宅地区建築協定

概 要

- ① 建築物は協定締結時の1区画に1戸とする。ただし、1戸の建築物の敷地として1区画以上を使用する場合は1区画とみなす。
- ② 建築物の敷地は協定締結時の別添図面に示す区画とし、敷地の分割はできないものとする。ただし、分割後の区画の面積が1区画当たり200平方メートル以上確保される場合はこの限りではない。
- ③ 建築物は1戸建専用住宅とし、寄宿舍、長屋住宅及び共同住宅は建築してはならない。ただし、日常生活の利便に供することを主たる目的とする店舗等の兼用住宅、入院設備のない診療所兼用住宅で運営委員会が住宅環境をそこなわないと特に認めたものについては、この限りではない。
- ④ 建築物の階数は地階を除き2以下とする。
- ⑤ 建築面積は敷地面積の10分の4を超えてはならない。ただし、角地等については建築基準法第53条第3項第2号を適用する。
- ⑥ 建築物の延べ面積(各階の床面積の合計)は、敷地面積の10分の8を超えてはならない。
- ⑦ 建築物の外壁又はこれにかわる柱の面を敷地境界線より次の通り後退させなければならない。
 - イ) 道路および歩行者専用道に接する部分については1.8m以上とする。
 - ロ) 上記(イ)以外の部分については全て1.0m以上とする。ただし、物置等の付属建築物で軒の高さが2.3m以下で、かつその床面積の合計が5㎡以下のものはこの限りではない。
- ⑧ 道路からの敷地への出入口は別添図面波線部分の道路に面しては設けてはならない。車庫の出入口も同様とする。
- ⑨ 敷地内といえども擁壁の天端のハネ出しはつくってはならない。
- ⑩ 引渡し時の地盤面の高さを著しく変更してはならない。ただし、委員会が周囲の環境をそこなわないと認めたものについてはこの限りではない。
- ⑪ 敷地内の空地は樹木により極力緑化に努めるものとする。境界に面する垣、柵の構造は極力生垣とし、塀、フェンスは地盤面より高さ1.2mを超えてはならない。
- ⑫ 門、車庫等の扉は開放時に敷地境界線を超えないものとする。